

## 地下の正倉院展【木簡を科学するII】

### 第1期展示木簡

第1期 一〇月 九日(土) - 一〇月四日(日)  
第2期 一〇月二六日(火) - 一月七日(日)

\*木簡は一期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の誤文を改めている場合があります。  
※展示番号の上部に記した◎は国宝を、○は重要文化財を示します。

### 木簡の年輪を測る

#### 1 板目材の木簡1 荒炭の借用依頼の手紙の木簡

(SD5300出土。『平城京木簡三』四五一六号。  
以下、京三一四五一六のように略記。)

(表) 領瀬鳥鶴鳥<sup>ノ</sup>羣<sup>ノ</sup>

鳥鳥鳥鶴鳥其<sup>ノ</sup>八<sup>ノ</sup>

(鳥カ)

□諸不不衆<sup>ノ</sup>鳴道首<sup>ノ</sup>

鳥鳥鳥<sup>ノ</sup>申<sup>ノ</sup>鳥鳥<sup>ノ</sup>

不不不<sup>ノ</sup>申<sup>ノ</sup>鳴<sup>ノ</sup>諸<sup>ノ</sup>

「<sup>ノ</sup>」

□□□□□□□□□□

(嶋澄カ) (重ね書き)

長さ(二三六)<sup>mm</sup>・幅三八<sup>mm</sup>・厚さ三<sup>mm</sup>  
○一九型式

#### (裏) 借处分具状以牒 天平八年七月廿日大友真君狀

(長さ三三四<sup>mm</sup>・幅四四<sup>mm</sup>・厚さ五<sup>mm</sup>  
○一一型式

荒炭<sup>アラツク</sup>一籠右物今急要須請付使

(×忽)

#### 2 板目材の木簡2 「鳥」字などを書き連ねた習書木簡

(SD4100出土。『平城宮木簡四』四六九九号。  
以下、宮四一四六九九のように略記。)

下端は欠損しているが、やや幅広の板目材に、表裏とも数行にわたってたくさんの文字が書きつけられている。よくみるとウラ

1 板目材の木簡1 荒炭の借用依頼の手紙の木簡  
(裏) 借处分具状以牒 天平八年七月廿日大友真君狀  
荒炭<sup>アラツク</sup>一籠右物今急要須請付使  
火力の強い堅い木炭。「牒」で書き止めており、牒<sup>トモ</sup>（上下関係にない役所間や寺院とのやりとりに使われる平行文書）の書式を意識しているが、余程急いでいたのか必要な物品から書き出している。「急」は一旦、よく似た意味の「忽」と書いた上から書き直している。「荒炭」を太く大きく濃く書いて、相手に何を伝えたいかがよくわかる、大変手慣れた筆致でもある。  
1の材は、年輪と平行の方向に切り出した板目材。右側面には数層の年輪が確認できる。

下端は欠損しているが、やや幅広の板目材に、表裏とも数行にわたってたくさんの文字が書きつけられている。よくみるとウラ

面には薄墨で先に書かれた文字があることがわかる。

「舊」の冠が右下にぐつと伸びていたり、「群」の偏と旁が上下に配置されていたり、今とは若干異なる字体で書かれている文字があるのも興味深い。ちなみに、現在では左右に配置されるバーツが上下に並ぶ例はほかにもあり、たとえば弘法大師空海は、直筆の署名では「海」の字を、上に「海」、下に「水」と書く字体で記している。

## 5 柱目材の木簡1 七言絶句を書いた木簡

(SD 5100出土)

『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二二)、四二頁上段(四七九)。

以下、城三一四(上)(四七九)のように略記)

(表) 山東 □ 南落葉錦  
巖上巖下白雲深  
独对他鄉菊花酒  
破淚漸慰失侶心  
□ 明明白白  
□ 白諸諸

長さ八九三・幅七三三・厚さ七三 ○一型式

## 6 柱目材の木簡2 每年の勤務評価に使われた木簡

(SD 4100出土 宮五一六三八〇)

(表) 去上位子從八位上伯祢廣地年卅二  
(裏)

長さ三九四・幅三二・厚さ一四 ○一五型式

河内國安宿郡 (今の大坂市柏原市と羽曳野市の一部) に本貫地 (戸籍の所在地) のある、三三歳の伯祢廣地という役人の勤務評価の木簡。類例の少ない、完全な形で残る勤務評価の木簡のひとつ。**5** と同じく柱目材を用いている。

律令制に基づく役人の勤務評価には、毎年の評価である考課(單に「考」ともいう)とその一定年数分の積み重ねによる階級昇進の評価である選叙(單に「選」ともいう)の二種類があり、これは考課木簡の例。いずれも役人一人ずつの個人カードの体裁をとるのが特徴である。

また、勤務評価の木簡は、考課・選叙どちらの場合も側面に貫通する孔があるのが普通。個人カードの木簡を多枚横に並べ、紐を通して順序を固定するための工夫である。この木簡の場合は、上端から六四三のオモテ面に近い位置に孔がある。径は約五ミリ。焼け火箸状のものであげた痕跡があり、また右側面から孔を開けたらしく、左に向かって孔の径が小さくなる。ウラ面中央には、途切れているが木簡を横切る太い墨線がある。同種の木簡を並べ、それら全体に縁を引いたものか。

「去上」は去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等であったことを示す。年齢・本貫地を割り書きにする。去年の評価

によく見られる形式で、「横材木簡」とも呼ばれる。年輪と直行する方向に切り出した柱目材を用いており、非常に緻密な年輪が横方向に数多く走っている。

の左側には「今〇」と今年の評価を書き込むための空白、また年齢・本貫地の下には今年の上日数（出勤日数）を書き込むための空白がある。前年の評価など今年の資料がなくともわかる部分は先に書いておいて、出勤日数や決定した評価が追記されるのであろう。理由はわからないが、6は今年の情報を書き込む前に、再利用されることもなく廃棄された。孔がオモテ面に近い位置にあることは、何度も削って使用されたことを示す。

「位子」は、六位から八位までの役人の嫡子（実際には庶子も含む）。才能に応じてさらに試験を行った上で、大舍人（天皇の従者）・兵衛（天皇を守衛し行幸に従う兵士。夜は京内の夜警も担当）・使部（諸司の雜役に従事などに任せられた。「從八位上」は、三〇階ある位階のうち下から六番目にあたる。伯祢氏は中国系の渡来系氏族で、河内国安宿郡に本拠地をもつ氏族として見える（新撰姓氏録）。

## 9 横目材の荷札 1 駿河国からのカツオの荷札 1

（表）駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍兩

（裏）天平寶字四年十月専当 国司掾従六位下大伴宿祢益人  
郡司大領外正六位 □生部直□□理

〔上カ〕

〔信陀〕

〔理〕

〔長さ二〇五mm・幅三三一mm・厚さ二三mm〕

○三一型式

（SD4100出土。宮五一七九〇二）

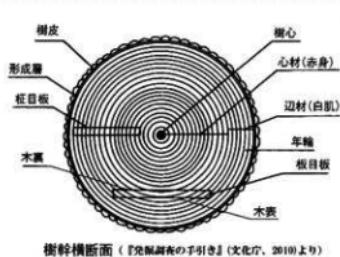
駿河国駿河郡古家郷（今の静岡県沼津市原付近）から調として納められた「煮堅魚」の荷札。オモテ面の「春日部与麻呂」は調の貢進者。ウラ面の「専当」は担当の意味で、ここでは調の納稅業務および都への貢進を担当した国司・郡司を指す。専当官名を記す荷札は珍しく、9の他には数例が知られるのみ（城一九一二一上（一八五）、城三三一一二上（六三）など）。

「捌斤伍兩」は、約五・六kg。賦役令の規定によると、正丁

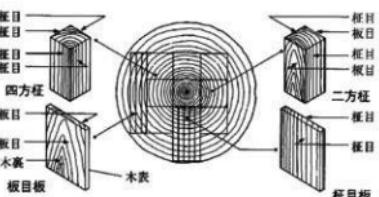
（令制では二十一歳の男子）一人あたりの煮堅魚の貢進量は二五斤（賦役令1調納總条）。これは小斤での数量で、大方に換算するとおよそ八斤五兩となる。数量表記に「捌」「伍」のような大字（主に正式な公文書などで用いられる画数の多い漢数字。「壹」「貳」「參」「肆」など）が使われているのも、荷札本筋にはあまり見られない特徴。専当官名を記す荷札の多くが貢納数量を大字で表記する。

裏面の郡司大領生部直信陀理は、天平十年度（七三八）駿

## 板目材と横目材



樹幹横断面（『発掘調査の手引き』（文化庁、2010）より）



木取りの方法（『発掘調査の手引き』（文化庁、2010）より）

河國正税帳に見える「壬生直信陀理」〔大日本古文書〕(編年)二卷七三頁)と同一人物であろう。

「煮堅魚」はカツオの加工品。カツオの加工品には荒(龜)・堅魚(単に「堅魚」と記す場合もある)・堅魚煎汁・堅魚鮓などがある。煮堅魚は荒堅魚より加工に手がかかる製品であつたようである。一人あたりの貢納量(重さ)は少なく、高価であつた。

煮堅魚は荒堅魚との関係で論じられることが多い。荒堅魚を

今日の鰹節の原形、煮堅魚をなまり節のようなものと見る見解、煮堅魚を鰹節に近いものに当て、荒堅魚は茹であるなどの工程を伴わない干物の類とみる見解、「龜」という字が使われるよう、基本的な加工工程は同じで出来具合が精巧であるかどうかの差(網と繩の関係のよう)という見解などがある。

文字は、小振りだが端正な楷書体で丁寧に記されている。しかもよく見ると、紐をかけて文字が隠れないよう、上下両端の切り込みの間にうまく割り付けられている。ただし、表裏両面ともやや左寄りに文字を記す。また、右辺中央付近の切り込みは用途不明。

## 枉目材の荷札2 長門国からのワカメの荷札

(SK820出土 宮一一四〇一)

長門国豊浦郡都濃嶋所出構海藻 天平十八年三月廿九日

長さ二七三mm・幅三六mm・厚さ七mm ○三二型式

## 11

### 枉目材の荷札3 相模国からのクキの荷札

(SD5100出土 城二二一三〇上(二五六))

### 相模国鼓二斗

長さ八八mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三三型式

相模国(今の神奈川県のうち、川崎市および横浜市の大部を除いた地域にほぼ相当)から送られた鼓の荷札。鼓は大豆を原料とする調味料の一種で、固形状のため味噌の類と考えられていて、食用だけでなく、薬の原料としても利用された。二斗は今のが九升ほど、約一六リットルにある。

『延喜式』では、相模国と武藏国(今の埼玉県・東京都、および神奈川県のうち川崎市と横浜市の大部)が鼓の貢進国としてみえ(典農寮式相模年料雜薬条・同武藏年料雜薬条)。これまでは見つかっている荷札もこの両国のものに限られる。大體職の主語が雜薬(=各種の穀物)・鼓・末穀などの発酵食品類の

長門国豊浦郡都濃嶋(今の山口県下関市豊北町角島)からのワカメの荷札。古代には「海藻」だけで今のワカメを指し、「蟹」は「幼稚」などの語に使われる「稚」と同義で「若い」を意味するため、「海藻」はワカメの新芽、ということになる。『延喜式』では長門国の中男作物(中男(ノリ令制では一七二~一〇歳の男子)に課した税。中男の雜徭(ノリ力役の一種)により必要物資を調達し貢納した)に「海藻」がみえる(主計寮式上長門国条)。内膳司式年料御賛条には「長門国(稚海藻一百四籠)」とあり、他国と比べ貢納量が多い。長門国はワカメの大量貢進国だったようである。天平十八年は七四六年。

角島では、現在もワカメが特産物である。『万葉集』卷一六、三八七(一番歌)に「角島の追門の稚海藻は人のむた荒かりしかど吾とは利海藻(角島の瀬戸のワカメは他人には荒めだつたが、私には柔らかいワカメだ)」と詠われる。

## 枉目材の荷札4 長門国からのワカメの荷札

(SK820出土 宮一一四〇二)

長門国豊浦郡都濃嶋所出構海藻 天平十八年三月廿九日

長さ二七三mm・幅三六mm・厚さ七mm ○三二型式

製造を担当しており、諸国から貢進される一方、宮内でも製造していたらしい。延喜式下造雜物法条には、豉の原料として大豆のほかに海藻がみえる。貢として貢進されている例があることや（宮一四〇四・四〇六）正倉院文書により末餡よりも高価であつたことが知られるから、高級調味料だったといえるだろう。

贊と記さない豉の荷札は、11のように國名十「豉」+数量といふ簡略な書式のものばかりである。また、貢進量は一斗から四斗まで認められるが、量に關わらず、そのほとんどが長さ一〇cm前後と小型である。ちなみに、11はSD5100出土で二条大路木簡のひとつだが、SD5100からは11とまったく同文の荷札がもう一点出土している（城三〇一七上（三二一））。こちらも、長さ9cmと小型である。

## 査目材の荷札4 越前国からの大豆の荷札

（SD3154出土。宮二一一七四一）

### 越前国坂井郡大豆一半

長さ一八八mm・幅二三mm・厚さ四mm ○五一型式

越前国坂井郡（今福井県坂井市・あわら市付近）からのダイズ（大豆）の荷札。「一半」は一・五ではなく半分（〇・五）の意味。別遣構から出土ではあるが、越前国坂井郡からの荷札には品目を單に「俵」とのみ記すものがあり（宮一一二二九〇一二九一、いずれも内裏東大溝SD2700からの出土）、宮一二二九一には12とともに内裏東大溝SD2700からの出土、「大豆五俵」と記す文書（天平宝字五年（七六二）檜皮葺収納雜物検注文、『大日本古文書』（編年）二五卷三〇四頁）から、ダイズは依に詰めて保管することもあったことが知られる。あるいは12のダイズも俵入りの状態で、その俵が標準の半分のサイズまたは容量であったということかもしれない。

12は、短冊状の材の上下いずれか一端を尖らせた○五一型式に分類されている。○五一型式は、俵に詰められることも多い米の正倉院文書中には「大豆」が散見し、「醬大豆」や「生大豆」なども認められる（神護景雲四年（ニ宝龜元年、七七〇）奉写一切経所告解、『大日本古文書』（編年）六卷九五・九八頁ほか）。延喜式下造雜物法条によれば、「醬大豆」は末醬（今日未熟なうちに収穫したダイズ（ニ枝豆）であろう）。さらに『延喜式』を参照すると、民部省式下交易雜物条には近江（今滋賀県）以下の三カ国に交易雜物としての「大豆」や「醬大豆」などの貢進が規定されている。貢進者名を記さない12のダイズも、交易雜物として納められたものかもしれない（ただし、延喜式制では越前国にはダイズの貢納は課されていない）。荷札からは、越前他に近江（城二二一三三三上（三二七）、但馬（今兵庫県北部「藤原宮木簡三」一「七二号」）、播磨（今兵庫県西南部、城一七一五上（一〇〇）、美作（今岡山県北部、城一五一一上（四一）、阿波（今徳島県、城一五一三〇上（一九四）、伊予（今愛媛県、「藤原宮木簡三」一六四六号）といった国々からダイズが送られていたことが知られる（越前以外は、いずれも延喜式制のダイズ貢進国に含まれる）。大膳職式下造雜物法条には「熬大豆粉」がみえ、熬つて粉末状にしてから食用に供されることもあったようである。内膳司式にはダイズの栽培法に関する規定も存する（耕種園圃條）。

また、延喜式下仁王会料条には「白大豆」「黒大豆」の双方がみえ、いわゆるダイズとクロマメとが区別されていた様子がうかがわれる。（なお、「黒大豆」（クロマメ）は薬物としても用いられたらしい（典藥寮式河内年料雜藥條）。

## 木簡のカタチをとらえる

17 木簡と三次元計測1 僧の座に敷くムシロの付

(SD5300出土 京三一四九八二)

○僧坐席

長さ五二三・幅二三三・厚さ五三  
〇三三型式

二条大路木簡で、僧の座に敷く「席」(＝蒲)の付札。上端の右辺にのみ切り込みが施され、加えて穿たれた小さな孔が上に向かって抜けてしまっているという、非常に珍しい形状をしている。はじめは孔に紐を通して括りつけていたものの、破損したため、切り込みを設けて取り付け方法を変更したのであろうか。あるいは、当初は通常どおり左右一对の切り込みを施そうとしていたものが、途中で何らかの理由により穿孔に変更され、使用する間に孔が抜けて廃棄されたのかもしれない。三次元計測技術を用いれば、微細な形状まで正確かつ簡便に把握・記録でき、それをデータとして共有できる。なお、3Dプリンター出力品①は十年ほど前の三次元レーザースキヤンナードで計測したデータによるものだが、よく見ると、表面が文字の形にわずかに凹んでいる。これは、実物には存在しない凹みである。黒い墨色に反応したためと推測されるが、原因はまだよくわかつていいない。木簡の三次元計測に潜む技術的課題が顕在化した現象といえる。ちなみに、出力品②とカラー出力品は、ともに複数のデジタル画像を解析して三次元モデルを構築するフォトグラムトリ(SFM-MVS)と呼ばれる技術で計測したデータによるものだが、こちらでは表面の文字形の凹み現象を回避できた。どうやら、木簡の三次元計測にはフォトグラムトリ技術の方が相性が良いようである。

18 木簡と三次元計測2 刻書のある題籤軸

(SD5300出土 京三一五〇〇二)

天(刻書)

長さ(七三)・幅二五・厚さ六  
〇六一型式

二条大路木簡。細い部分に紙の文書を巻き付けて巻物に仕立て、頭の幅広の部分に文書のタイトルを記す、いわゆる題籤軸である。ただし、18には墨書きではなく、「天」の一文字が刻まれている。「墨書きを有する出土木片」が木簡の定義だが、刻書や朱書きを持つものも、便宜的に木簡に含めている。

題籤軸は、18のようく軸部分が折れて欠失した状態で見つかることが多い。もともと弱く折れやすい部分ということもあるだろうが、あるいは文書が不要になつた際にあえて題籤部分を折り取つて廃棄しているのかもしれない。

3Dプリンター出力品①は十年ほど前の三次元レーザースキヤンナードで計測したデータによるもので、二〇一四年の地下の正倉院展「木簡を科学する」でも出品したものである。残念ながら、こちらでは刻書部分があまり上手く再現されていない。一方、出力品②とカラー出力品は、複数のデジタル画像を解析して三次元モデルを構築するフォトグラムトリ(SFM-MVS)と呼ばれる技術で今新たに計測したデータによるものであり、こちらでは刻書部分もかなり実物に忠実に再現することができた。ただし、これが両者のデータの精度に由来するものか、それともプリンタの性能に基づくものかは未確認である。木簡の三次元計測には課題も多く存するが、それは同時に、向上的余地が多分に残されていることも意味する。

## ○ 21 特徴的な形状の木簡 1 案麻郡司が手紙を進上した際の封緘木簡

(SD 4750 出土。京二一三三三七)

(表) 案麻郡司進上  
(裏) 封

[印カ]

長さ(一七一) mm・幅(二八) mm・厚さ(七) mm ○三一型式

**封緘木簡**。羽子板状に加工した板を上(幅が広い方)から幅が狭まるあたりまで一枚に剥いで、その間に紙の文書を挟む。挟んだ部分を紐状のもので縛り、その上から「封」「印」などの文字を記し、封緘して用いることから、封緘木簡という。紐を掛けた場所には、切り込みを施すことが多い。開封時は、封緘している紐を外すほか、剥いでいる部分を割り箸を割るように開ききて破壊し、再利用等を防いでいる。木簡には、内容物に関する文字が記されることもある。

**21 封緘木簡**では、一枚に剥ぐ際、原則として内面部分には調整などを使はず、あえてそのままに留めておく。すると、削り整えた外面とは平滑さが大きくなり異なることとなる。三次元計測手法を確立し、この平滑さを数値化できるようになれば、内・外面の差異を定量的に把握できるようになるだろう。さらには、一枚に分かれて出土した簡が、元は一つの封緘であったと推定するための指標を提示できるようになる可能性も見込みうる。

**21** は長屋王家木簡で、某国案麻郡司からの文書の進上に用いられたもの。長屋王家が国司を介さず直接在地社会とつながりを持っていたことを示す事例である。案麻郡の候補としては、尾張国海部郡(今の愛知県西部)や隣接国海部郡(今の島根県隠岐郡海士町)が考えられる。開封時に剥ぎ取った部分が完全に折れたもののみられ、本来は下に持ち手(幅が狭まった部分)がつながっていたであろう。

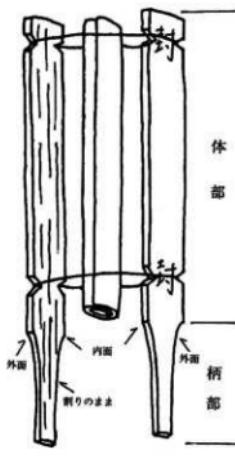
## 22 特徴的な形状の木簡 2 出羽国の郡司考状帳の軸

(SD 11640 出土。宮六一九八八二三)

(木口) 出羽国郡司考 [状帳カ]

長さ(一九五) mm・径(六) mm ○六一型式

完形の棒軸。両木口の外周に沿つて、この軸に巻かれていた文書が何であるかを時計廻りに記す。文字はきわめて小さい。一方の木口に文書の内容を記し、もう一方には年紀を記す。神龜五年は七二八年。側面の削りはやや粗く、完全な円柱状ではなく若干面が残る。「考状帳」は、考課(毎年の勤務評定)の実績を具体的に記した文書。出羽国(今の山形県および秋田県)の各郡の郡司に関するものを一巻の卷物にし(国で清書し直している可能性がある)、式部省に報告した際の軸であろう。



封緘木簡模式図

佐藤信「封緘木簡考」

『日本古代の宮都と木簡』

吉川弘文館、1997年) より

(SD 1-1640出土。宮六一九八八四)

## (木口) 肥後国第三益城軍團養老七年兵士歴名帳

長さ三三〇mm・径三三mm ○六一型式

断面円形に精巧に加工された完成の棒軸。中央部がやや細く、心持ち擬型を呈する。両木口の外周に沿って、軸に巻かれていた文書名を時計廻りに記す。文字は書きあわめて小さく、丁寧な楷書である。本来は両端とも同文を書くつもりだったのだろうが、一端は「養老七年」の「老」を書き落としている。養老七年は七二三年。「養老」は、元正天皇が行幸した美濃國(今の岐阜県南部)の多度山の美泉にちなんだ年号で、靈龜三年(七一七)一一月七日に改元した。

「肥後国第三益城軍團」は、肥後国(今の熊本県)の第三番目の軍團である益城軍團の意か。肥後国には益城郡があり、おおよそ今上益城郡・下益城郡に相当する。「歴名帳」は、人名を列記した帳簿。つまりこの軸に巻かれていたのは、養老七年時点では益城軍團に所属していた兵士の名簿である。養老令の規定によれば、諸国はこのような兵士の名簿を毎年作成し、兵部省に提出する決まりであった(軍防令14兵士以上条)。

23 23は丹念に作り込まれた優品で、側面也非常に滑らかに削られている。22と比べると違いは歴然だが、その差を客観的に示すのは意外と難しい。だが、三次元計測を行い、表面情報を数値化すれば、両者の差異を定量的に表すこともできるかもしれない。

23は丹念に作り込まれた優品で、側面也非常に滑らかに削られている。22と比べると違いは歴然だが、その差を客観的に示すのは意外と難しい。だが、三次元計測を行い、表面情報を数値化すれば、両者の差異を定量的に表すこともできるかもしれない。

## 木簡のウラをよむ

## 「螺」と記された木簡 1

(SD 53000出土。城二四一二九下(三〇三))

## 隠岐国海部郡御宅郷弟野里日下部小竹 天平七年

長さ一八八mm・幅二六mm・厚さ二mm ○三一型式

隠岐国海部郡(今の島根県隠岐郡海士町)からの「螺」(サザエ)の荷札。サザエの荷札は、隠岐国からのものが三点みつかっているだけで、数は少ない。現在、隠岐の名産としてサザエが知られるところからすると意外であり、調物の品目が単純に「たくさん獲れる名産品」ではなく、さまざまな政治的・社会的背景を持つていることを示す現象とみることができるであろう。

さて、26は文字の割り付けがやや奇異である。隠岐国荷札では、国郡名までを中央に書き、郷名以下を割書で記すことは普遍的に認められる。年紀は左行に書かれる場合と、中央に書かれる場合がある。26は、こうした点は通常の隠岐国荷札と共通するが、割書の右行の字間が詰まつておらず、それでも收まらず年紀と重なりかけている。一方、割書左行はゆつたり大きな文字で書いている。文字の大きさは、国郡名・割書左行・年紀がほぼ同じである。こうしたことから、この三つの部分を先にまとめて書いた後、割書右行の郷名・里名・人名を後から書き込んだものと推測される。貢納品の割り当てや荷札木簡作製において、郡が主体的な役割を果たしていた様子や、品目・数量が重要であり、貢納者はそれらに「当てはめた」様子を見出しができるであろう。

こうした視点であらためて隠岐国荷札を通覧すると、割書左行が税目十品目十数量(十年紀)というものが多数を占める。こ

れは、国郡名と税目・品目・数量および年紀を先に書き、後から

郷名以下を書き込んだものであろう。また、割書右行からの記載

が左行に続く（人名がつながる）ような場合で年紀を有するもの

は、割書の下の中央行に記す事例が多い。こうした場合は、国郡

名と年紀を先に記載し、その後に郷名以下の割書部分を書き込

む可能性が高い。八世紀代の隠岐國では、荷札の作製手順が二通

りあつたと見ることができるであろう。**26** は、一見後者の手順に

見えるが、前者の手順で作製されたと考えられる。

## 27 「宇尔」と記された木簡 1 ウニの付札（？）

(SD 4750 出土 城三七一二下(三四〇))

宇尔六口

長さ(六九)mm・幅(二三)mm・厚さ(五)mm ○三九型式

ウニの付札か。ウニの木簡では「蘇甲蟲」等の表記を用いる事例も多い。律令法に基づく貢納の場合は賦役令の用字法と同じ

「蘇甲蟲」等の表記を用い、それ以外ではしばしば借音表記の「字尔」が用いられたようである。こうした法令と用字法の関係は他の品目でも広く見られる現象であり、古代人の文字に対する規範意識の一端を見ることができる。

### 30 西大寺食堂院の木簡 1 ナスやウリなどを記した帳簿木簡

(SE 950 出土 城三八一七下(五〇))

(表) 四斗五升茄九石 二斗一升知□斗 [木瓜]  
九日升五合 □漬

(裏) 「蕃茄」四斗五升  
「四斗一升知」二斗 [木瓜]  
「四升五合」九日升  
「四升五合」九日升  
「四升五合」九日升  
「四升五合」九日升

長さ(三三九)mm・幅(二八)mm・厚さ(四)mm ○一型式

オモテ面は蔬菜またはその加工品の数量を列挙したメモとみられる。冒頭の「四斗五升」の品目が見えないこと、文字の間隔と意味のまとまりが一致していないことなど、かなり大雑把な印象を受ける。

「茄」はナス。「子」字を書き落としたか。続く「知」ではじま

る蔬菜は不詳。知佐(萬苣、チシヤ)が思い浮かぶが、残画は佐やその他「さ」の万葉仮名では解釈しがたい。「木瓜」は、もけ(今のボケ)。「和名類聚抄」に、木瓜の実は小瓜のごときものという説明がある。「干瓜」は文字通り干したウリのことか。ウリは生食や漬物にして食べることが多いためか、干しウリが史

料に現れるのは珍しい。

ウラ面は、飯の支給に関わる文書である。オモテ面とは天地逆に書かれている。内容は完結しており、こちらが本来の記述である可能性がある。

「肆」は四の大字（大字については9を参照）。井戸 S E 9 5 0からは他にも飯支給木簡が複数見つかっているが、判読できるものはいずれも大字を用いている。升分は今の一升八合、約二、二〇。用途は「寺廻散料」とあり、寺の周囲に散米することか。散米は、邪気を払いめるために米を撒く作法。「飯」は、厳密には炊いた米のことを指すが、用途からみて、ここでは炊飯していない生の米を指すとみられる。二行目の「信如」「安豐」「慈登」は、本人たちのサイン。他の部分とは異なり大ぶりな文字で、信如・安豐は墨の色も濃い。

西大寺食堂院の井戸 S E 9 5 0 の井戸枠内からは、ナス属の種子が七〇〇点弱出土した。特に30を含む木簡が多く出土したd層からは、そのうち五〇〇点弱がまとまって出土している。

### 31 西大寺食堂院の木簡2 サヤササゲ（？）の付札

（S E 9 5 0 出土 城三八一—九上（七五））

表 **〔夾カ〕**  
□ 角豆二百五十二枝  
(裏) 三中取

長さ一三四 ■ ■ 幅一〇 ■ 厚さ四 ■ ○五一型式

ササゲの若英（＝「夾」）を食用とするサヤササゲの付札か。

ササゲは、莢ごと食べる場合は「莢角豆」「青（大）角豆」「生（大）角豆」などと書き、束・把で数える。31のように枝で数える例は他に見えない。

### 32 西大寺食堂院の木簡3 ウリの漬物の付札

（S E 9 5 0 出土 城三八一—九上（七六））

醤漬瓜六斗

長さ一三二 ■ ■ 幅一八 ■ 厚さ二 ■ ○三三型式

醤漬けの瓜（マクワウリの類）の付札。漬物の容器に括り付けられていたとみられる。六斗は今の一斗七升、約四八・七。

醤は、現在の醤油の原形となる調味料。『延喜式』によると、醤漬瓜九斗を作るには、塩・醤・滓（ご）それぞれ一斗九升八合が必要であった（内膳司式 清年料雜菜条）。復元実験からは、塩漬けの瓜が一週間も保たなかつたのに対して、醤漬けの瓜は二カ月以上の長期保存が可能であったと報告されている。

西大寺食堂院の井戸 S E 9 5 0 の井戸枠内からは、マクワウリを含むメロン仲間の種子が八万点超と多量に出土している。

下端は左右から緩やかな弧を描くように削り尖らせていて、よく見るとやや左右非対称で、稜も若干残る。また、オモテ面の右下部と下端には削り残しの段がついている。ウラ面も、オモテ面に比べると調整が粗めであることは割つたままの可能性もある。

一方、莢の中の豆を食べる場合は石・斗・升・合といった容積の單位で数える。このときは単に「大角豆」と書く。單なる「大角豆」を把で数える例もあるが（二期展示33など）、「莢」「青」「生」を省略したもので、サヤササゲと考えられる。把で数える大角豆の木簡は現在二点が知られるが、いずれも送り状である。現物とセットで動いていたため、ササゲ豆と混同するおそれなく、省略しても問題はなかつたのだろう。

ウラ面の「三中取」はオモテ面と筆跡に顕著な違いが認められず、一連の記載と思われるが、意味不詳。

切り込みより上部の欠失以外は原形を保ち、一見均整の取れた形状のようであるが、仔細に眺めると加工の粗さも目立つ。

## 木簡を複製する

36 直書き手法のレプリカと木簡 1 「鷹所」所属の人物を列記した木簡  
(SD 5300 出土 城二四一八上(二九))

(表) 鷹所 薦部伊賀麻呂 雪牛養  
凡人足 鳥取咲麻呂  
(裏) 雲国足 幷五人

長さ二〇三・幅三二・厚さ五 ○三二型式

二条大路木簡。「鷹所」に所屬する人物を列記する。「雪」や「雲」といった珍しいウジ名もみえる。木簡は、中・下級官人の人名の宝庫である。

主鷹所は、鷹の飼育を担当する部署。令制では、兵部省被管に主鷹司があり、鷹戸という品部（特別な職種を請け負う氏族・集団）も置かれていた。**36** は二条大路北辺の濠状遺構 SD 5300 より出土したもので、その西端部からは北側の平城京左京二条二坊五坪に藤原麻呂邸の存在を推定する根拠となつた藤原麻呂の家政機関に関わる一群の木簡が見つかっている。当時、麻呂は兵部卿であるから、**36** の鷹所も兵部省所管の鷹司の一部署だった可能性がある。しかし、**36** は衛府の兵士の警備分担を示す門号木簡などと一連とみられるため、光明皇后の皇后宮に關わる施設と考えられている。

SD 5300 からは、平城京内の行政を担当する京職が鼠を進上していたことを示す木簡も多數見つかっている（城二四一）。

八上(三三)～(三七)、同下(三九)・(四〇)など。出土当初は天平びとが鼠を食用としていた可能性も取り沙汰されたが、現在では鷹狩り用の鷹の餌と考えられており、**36** はその説を支持する有力な根拠となる。

まるで瓶のような不思議なたちをしているが、本来は上部に切り込みがあり、それより上が割れて欠失しているのである。

切り込み部分はどうしても強度が低くなり、このように欠損する例は多い。なお、「鷹所」と記された木簡は他にも数点出土しているが（京三一四七〇五など）、**36** のように切り込みをもつものはない。なかには文書、かたちは荷札で、使用法には不明な部分も残る。木簡研究の難しさを示す一例であるが、二条大路木簡には、類例が少ない荷札の削肩も含まれているから（城三〇一三二中（一〇四四）ほか）、荷札を再利用した木簡の可能性も充分考えられるだろう。

**36** のレプリカは、書家が材に文字を直接書き付ける手法で作られている。筆の動きや流れ、勢いを再現するには最も優れた作り方といえるかもしれない。ただし、古代と現代とでは書きぶりはもちろん、筆や墨などの道具も異なるため、古代の文字を正確に再現するには相応の技量が求められる。

## ○ 38 写真を焼き付けたレプリカと木簡 1

牛乳を持ってきた人への米支給の伝票木簡  
(SD 4750 出土 京一一三二二二)

(表) 牛乳持參人米七合五勺受丙万呂九月十五日 〇  
大鳴書吏

長さ二五二・幅二二・厚さ六 ○一型式

長屋王邸に牛乳を運んだ人に對し、米を支給した際の伝票木簡。生乳を飲んだ可能性もあるが、「牛乳煎人」への米支給の伝票木

40 热転写用紙で文字を印刷したレプリカと木簡1

要拾いの使いへの飯支給伝票

(SE950出土 城三八一六下(四〇))

(裏) □□□□□  
表 飯壳升 伊賀栗拾使間食料 八月廿七日 目代 □  
上座 寺主 可信 □ □□  
八月四日 □□□倉人  
倉人

（裏） □□□□□

（表） □□□□□

（倉人） □□□  
（目カ） □□□  
（人カ） □□□

上座 寺主 可信 □  
八月四日 □□□倉人  
倉人

長さ三九五mm・幅二五mm・厚さ六mm ○二型式

飯の支給に關わる伝票木簡で、30（32と同じく西大寺食堂院）の井戸SE950からの出土。  
オモテ面は、八月二七日に「伊賀栗」を拾う使いに「間食料」として飯一升を支給することを記す。間食は、朝夕二度の食事以外の食事を指すとされる。「飯」は米を炊いたものと考えられ、古代では容積は米の二倍または二倍半などに換算される。SE950からは、他にも「間食料」としての「飯」の支給に關わる木簡が出土している（城三八一六下(四一)）。ウラ面はよく読めないが、八月四日の日付で上座・寺主・可信という役職の僧侶の署名が予定されていることから、オモテと同じような内容だったのだろう。ウラ面の「上座」などの行は墨線で囲んで抹消されている。

「伊賀栗拾使」は、伊賀国（今の三重県西部）まで栗を拾いに

簡があるので、邸内で蘇などに加工して食用に供したらしい。牛乳は薬に準じる健康食品であり、また大変な貴重品であった。長屋王の実力を示す木簡ということができよう。

なお、38は勤務管理・評定に利用される側面に孔を開けた〇一五型式の木簡を何度も削りつて再利用して使い済した後に、今度は伝票木簡として再利用したもの。上端は孔の部分で折ってあり、

焼け火箸状のもので孔を開けた様子がよくわかる。木簡のリサイクルを示す重要な事例である。

38のレプリカは、古色加工などを施した材に、木簡の写真を直接焼き付ける手法で作られている。写真を用いるため、文字は实物に忠実に再現できる。一方、上半の傷部分や下端の穿孔部分など、文字と材との整合に際して独特の難しさが生じる。

焼け火箸状のもので孔を開けた様子がよくわかる。木簡のリサイクルを示す重要な事例である。

38のレプリカは、古色加工などを施した材に、木簡の写真を直接焼き付ける手法で作られている。写真を用いるため、文字は实物に忠実に再現できる。一方、上半の傷部分や下端の穿孔部分など、文字と材との整合に際して独特の難しさが生じる。

40のレプリカは、文字を熱転写用紙で材に印刷する手法で作られている。文字はデジタルデータ化して綿密な推敲を重ねたもので、墨の滲みや擦れ、濃淡も忠実に再現しており、それでいて読みやすい。材の本取りや加工痕跡など、細部までこだわり抜いた精巧な作りが目を引く。現状で、最も実物の（再現度）の高いレプリカのひとつである。

## 木簡を守り伝える

### 42 再処理を施した木簡 1

「建物名+鑑」を列記した木簡

(SD5100出土 城二二一六上(一〇八))

殿東殿器鑑  
南西瓦蓋殿鑑  
北檜蓋殿鑑  
南細殿外方鑑

長さ七八三・幅六七三・厚さ七三 ○一二型式

二条大路木簡。鑑は門を開けるためのカギのこと。「建物十鑑」は各建物のカギを指す。カギの名を列記しているが、カギを括り付ける孔も開けられていないため、キーホルダーとは考えにくい。カギの整理・保管の作業に関わる木簡か、キーホルダー作成の準備作業の木簡などの可能性が想定できよう。

「殿東殿器鑑」は、東器殿（東方の土器を収納する建物）のカギ、「南西瓦蓋鑑」は南西方の瓦葺きの殿舎のカギ、「北檜蓋殿鑑」は北方の檜皮葺きの殿舎のカギ、「南細殿外方鑑」は南方の細殿の外側のカギのことであろう。多くの建物に関連するカギが存在し、その多くのカギの管理が行われていた様子をうかがうことができる。

### 43 再処理を施した木簡 2

駿河国からのカツオの荷札 2  
(SD5100出土 城二二一四上(一四〇))

(表) 駿河国駿河郡古家郷猪津里戸金刺舍人部大人戸金  
|| 刺舍 □□万呂

(裏) 調荒堅魚七連九節 天平 □年十月  
長さ三四八・幅三二一・厚さ四三 ○二二型式

駿河国から調荒堅魚の荷札木簡。駿河郡古家郷猪津里は今  
静岡県沼津市原付近とされ、荒堅魚は今日の鰆節の原形、あるい  
は干物の類と考えられている（9も参照）。  
荒堅魚の荷札は大型のものが多く、伊豆国（今の静岡県の伊豆  
地方）では特にその傾向が強い。駿河国はやや小型のものが目立  
つが、43は伊豆国に負けない大型の木簡である。ただし、記載方  
法は駿河国特有のものである。伊豆国では一点の荷札に荒堅魚の  
重量と形状を記すが、駿河では二点の荷札を用意し、片方に重量  
を、もう片方に形状を記す。43は形状を記した方の木簡である。  
したがつて、ほぼ同じ記載内容で「七連九節」の部分を「十一斤  
十両」と記した木簡も作成され、利用されたはずである。

## 【木簡が見つかった遺構】

**S D 5 3 0 0** (展示番号 1, 17, 18, 26, 36) 二条大路木簡 一九八九年

平城宮左京三条二坊八坪（光明皇后宮・旧長屋王邸）と二条二坊五坪（藤原麻呂邸）の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って伸びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関する木簡が集中して見つかった。木簡は、約三万五千点（うち削屑約二万九千点）が出土した。

**S D 4 1 0 0** (展示番号 2, 6, 9)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ二・三m。東西大垣内側の南北溝 SD 3 4 1 0 に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関する削屑が大半で、養老・神亀年間（七一七〇・七二九）から宝亀元年（七七〇）のものまでを含むが、養老・神亀年間のものは南面大垣を横断する南北溝 SD 1 1 6 4 0 と一緒に遺物とみられ、東西溝 SD 4 1 0 0 の木簡は（基本に宝亀元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝亀年間（七七〇・七八一）頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点（うち削屑約一万二千点）出土した。

**S D 5 1 0 0** (展示番号 5, 11, 42, 43)

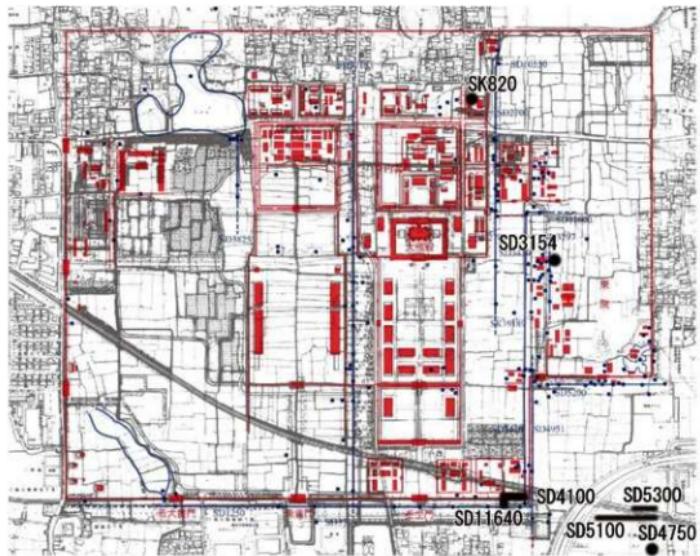
二条大路木簡 一九八八・八九年

平城宮左京三条二坊八坪（光明皇后宮・旧長屋王邸）と二条二坊五坪（藤原麻呂邸）の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地壇に沿つて二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約一二〇m。木簡は、約三万八千点（うち削屑約三万一千点）が出土した。

**S K 8 2 0** (展示番号 10)

国宝 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衛西邊に掘られた方形のゴミ捨て穴。



平城宮および周辺木簡出土地点図 [●木簡出土地 ○今期展示する木簡の出土地]

一辺約4m、深さ約2・3m。天平十七（七四五）年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九（七四七）年頃に埋められたとみられる。木簡は、約一八〇〇点が出土した（うち削屑約一〇〇〇点）。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構である。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された。

**S D 3 1 5 4** (展示番号 12)

東院西辺北端を北東から南西に斜行して流れる素掘りの溝、幅2・4m、深さは約0・4m。西端で素掘りの南北溝SD 3 1 5 5に接続し南流する。木簡は、四一点（うち削屑三三点）が出土した。

**S D 4 7 5 0** (展示番号 21, 27, 38)

長屋王家木簡 21, 38は重要文化財

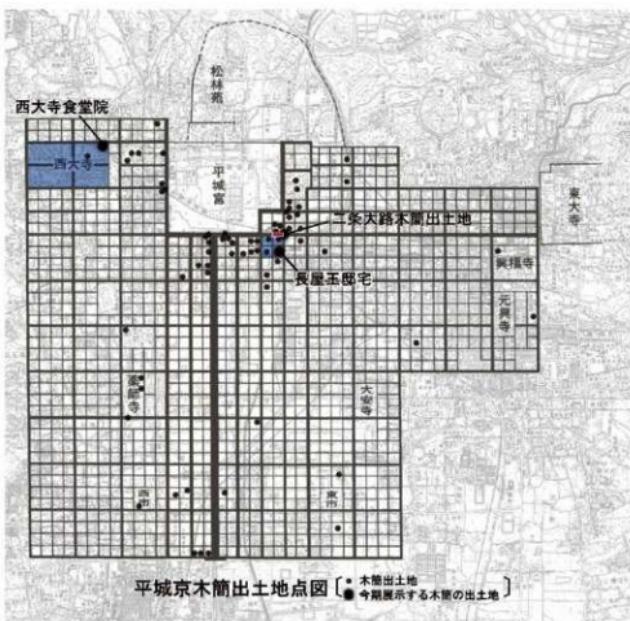
一九六五年  
一九六五年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅3m、深さ1m。総延長は約27・3m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜二年（七一六）後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点（うち削屑約二万九千点）が出土した。二〇二〇年、このうちの一部が重要文化財に指定された。

**S D 1 1 6 4 0** (展示番号 22, 23)

一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅3・5m、深さ0・8mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD 4 1 0に接続し、南面大垣を抜けたあと、一二条大路北側溝SD 1 2 5 0に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一一七一点（うち削屑一〇〇三〇点）が出土した。靈龜二年（七一六）から神龜五年（七二八）までの年紀のある木簡を含み、神



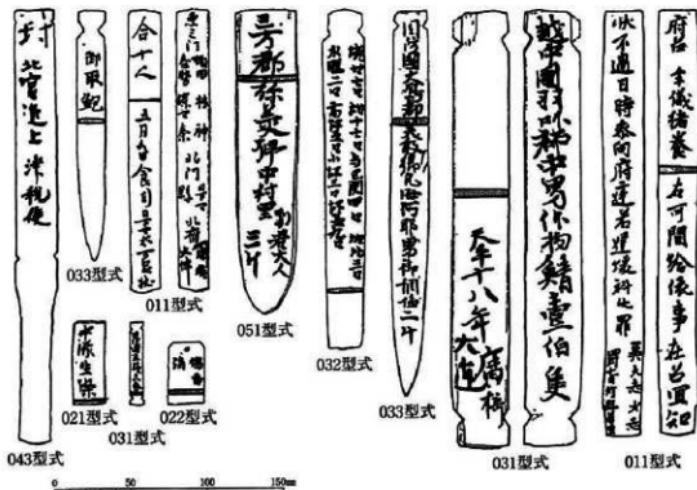
亀年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能していなかった時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままだつたとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、バイパス的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

### S E 9 5 0 (展示番号 30, 31, 32, 40)

一一〇六年

平城京右京一条三坊八坪（西大寺食堂院推定地）で検出した、奈良時代後半に属する井戸。井籠組で平面方形、内法は一边約二・三m、検出面からの深さは約二・八mと、平城京内でも最大級の規模を誇る。井戸枠は横板材五段分が残存していたが、内部から井戸枠とみられる木材が出土しており、元は六段以上に存在したとみられる。底に浄水用として直径三cm前後の円鍬を敷き詰め、その上に木炭を敷く。木簡は約二七〇〇点（うち削削約二〇〇点）が出土した。井戸内の遺物は上からa-eの五層に分けて取り上げたが、このうちd層は木層の間層を多量に含み、遺物も多く出土している。木簡の多くも、このd層からの出土である。木簡の年紀は延暦年間（七八二~八〇六）に限られる。また、井戸枠には樹皮が残っているものがあり、年輪年代測定によれば伐採時期は七六年（神護景雲元年）晚秋から翌七六年早春にかけてと判断されている。

（奈良文化財研究所史料研究室）



木簡の型式分類